

令和2年度 契約内容の公表（随意契約：物品・委託）

No	契約年月日	契約業者名及び所在地	事業の名称及び場所	種別	契約期間等		予定価格 (税込み)	契約金額 (税込み)	根拠条項	随意契約によることとした理由	備考
					自	至					
3	令和2年5月1日	千葉日産自動車㈱	軽貨物自動車の購入	物品	自	-	1,413,720円	961,737円	地方公営 企業法施 行令第21 条の14第1 項第6号	本事業は、軽貨物自動車を購入するものでありますが、当企業団の建設工事等入札参加業者資格者名簿（物品・委託）に登載され、購入予定車と同等の車種を取り扱っている者が1者のみで競争性を確保することができないことから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号の規定を適用し随意契約とする。	
		千葉市中央区本千葉町9番21号	東金市家徳361番地8		至	令和2年6月30日					
4	令和2年5月19日	山武管工事業協同組合	量水器交換業務委託	委託	自	令和2年5月20日	口径 φ13mm: 3,685円 φ20mm: 4,037円 φ25mm: 4,719円 φ30mm: 7,073円 φ40mm: 7,073円 φ50mm 42,471円 φ75mm以上:56,639円 (1件当りの単価)	口径 φ13mm: 3,553円 φ20mm: 3,883円 φ25mm: 4,543円 φ30mm: 6,798円 φ40mm: 6,798円 φ50mm: 40,854円 φ75mm以上: 54,483円 (1件当りの単価)	地方公営 企業法施 行令第21 条の14第1 項第2号	本業務は、各戸に設置した量水器について、計量法に定める有効検定期間内に相当数の対象量水器を交換する業務であり、履行に当たっては①当企業団の指定給水装置工事事業者（以下「指定業者」という。）でなければならないこと、②相当数の技術者及び資機材を必要とすること、③漏水等修繕工事に対応できること、④給水区域内を熟知していることが求められる。 これらの全ての要件を満たすのは、指定事業者で組織している山武管工事業協同組合のみであり、本業務を遂行できる唯一の契約相手方と判断するものである。 このため、本業務は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号により同者と随意契約を締結するものである。	
		東金市家徳250番地1	山武郡市広域水道企業団の給水区域全域		至	令和3年3月31日					